

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業(介護予防通所介護相当)重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 佰和会
主たる事業所の所在地	〒270-0213 千葉県野田市桐ヶ作666
代表者(職名・氏名)	理事長 野口 佳春
設立年月日	平成7年4月20日
電話番号	04-7196-5588

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ
サービスの種類	第1号通所事業(介護予防通所介護相当)
事業所の所在地	〒270-0213 千葉県野田市桐ヶ作666
電話番号	04-7196-5588
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日 事業所番号 1273700029
実施単位・利用定員	1単位 ・ 定員 25人
通常の事業の実施地域	野田市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的としています。

運営の方針

当センターでは、居宅で身体が弱く家の中で過ごすことの多い方や、寝たきりや認知症の高齢者を昼間だけお預かりし、専門的な介護を行うとともに、利用者及びご家族の QOL の向上を支援することを目的としています。

そのため、利用者の持つ残存能力を生かすお手伝いをしながら、必要な部分について介護していくことで、自立を促すとともに、利用者個々の持つ多様性に着目し自己を尊重し個別的な援助を行うことで、利用者の支援に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業(介護予防通所介護相当)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月・火・水・木・金・土 ※1月1日はお休み
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で1名以上
看護職員	営業日ごとに、1名以上
介護職員	営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で3名以上
機能訓練指導員	営業日ごとに、1名以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出下さい。

担当職員の氏名	生活相談員 高倉 大介
管理責任者の氏名	管理者 野口 佳春

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)第1号介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本料金】 ※1月につき

要介護度	単位数	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1	1,798単位	1,847円	3,693円
要支援2	3,621単位	3,809円	7,438円

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を
書面でお知らせします。

※別紙【料金表】にてご確認下さい。

【加算：介護予防通所介護相当】 ※1月につき

加算の種類	単位数	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
生活機能向上グループ加算	100	103 円	206 円
運動器機能向上加算	225	231 円	462 円
栄養改善加算	150	154 円	308 円
口腔機能向上加算	150	154 円	308 円
選択的サービス複数実施加算ⅠⅠ	480	493 円	986 円
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700	719 円	1,438円
事業所評価加算	120	124 円	248 円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ			
要支援1	72	74 円	148 円
要支援2	144	148 円	296 円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ			
要支援1	48	50 円	99 円
要支援2	96	99 円	197 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ			
要支援1	24	25 円	50 円
要支援2	48	50 円	99 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数の59/1000 加算		

※当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※加算Ⅲ

(2)その他の費用

【その他の費用】

- ・食費 1食 530円 ・はくタイプオムツ(M) 1枚199円 ・はくタイプオムツ(L) 1枚281円
- ・紙オムツ(M) 1枚115円 ・紙オムツ(L) 1枚133円 ・尿取りパット1枚 26円

・上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、実用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要となります。

ご利用日の当日9時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の当日9時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の 20%

(4) 支払い方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、翌月20日以内にお支払下さい。

お支払確認後、領収書を発行しお渡しいたします。※現金にて支払の場合。

お支払方法は、口座振替にてお願いいたしております。手続き完了後、毎月27日に引き落としとなります。なお、手続き完了まで2月間程の期間がかかります。

10. 料金の滞納

利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料等を1ヶ月以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、7日以上猶予期間を設けた上で支払い期間を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と利用者との日常生活を維持する見地から、必要な協議を行うものとします。

3 事業者は前項の協議を行った上で、利用者が第1項の期限までに滞納額の支払いをしなかったときは文書で通知することにより契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできません。

11. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及びご家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

〔主治医〕

医療機関名

担当医師名

所在地

電話番号

〔緊急連絡先〔家族等〕〕

氏名

続柄

携帯番号(電話番号)

12. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、市、家族、緊急連絡先、担当の居宅介護支援事業所、管理者に連絡し、必要な措置を講じます。

- ① 事故報告書にて職員周知を行い、事故の原因を解明し、事故防止マニュアルの設置や研修を開催するなど事故防止に努めます。
- ② 事故の状況及び採った措置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- ③ 必要に応じて保険者、県等の指導助言を仰ぎます。

13. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 電話番号 04-7196-5588

担当 生活相談員 高倉 大介

受付時間 月～土 午前9:00 ～ 午後5:00

(2) サービス提供に関する苦情相談は、下記期間に申し出ることができます。

苦情受付期間

野田市役所 介護保険課認定係 電話番号 04-7125-1111

千葉県国民健康保険団体連合会 電話番号 047-254-7318

14. 非常災害対策

- ・防災時の対応 施設防災対策計画に基づく
- ・防災設備 消防法に基づく認可済み
- ・防災訓練 年 3 回
- ・防災責任者 理事長 野口 佳春

15. ハラスメントの防止

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

- ① 事業所内において優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びご家族等が対象となります。
- ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- ③ 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16. 虐待防止について

事業者は、ご利用者の人権の養護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できる要支援を行います。
- ② 当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④ 事業者は次の通り虐待防止責任者定めます。

虐待防止責任者 役職 施設長 氏名 野口 佳春

17. 感染症対策について

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 当該従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ④ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練定期的を実施します。

18. 業務継続に向けた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定総合通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

19. 従業者の質の確保

事業者は従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

- 2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

20. 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 佰和会
代表者役職・氏名	理事長 野口 佳春
本部所在地	千葉県野田市桐ヶ作666番地
電話	04-7196-5588
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジの設置経営 2 特別養護老人ホーム横浜ナーシングビレッジの設置経営 3 老人デイサービス事業(関宿ナーシングビレッジ) 4 老人短期入所事業(関宿ナーシングビレッジ) 5 老人短期入所事業(横浜ナーシングビレッジ) 6 地域包括支援センター(関宿ナーシングビレッジ) 7 居宅介護支援事業(ケアプランセンター関宿ナーシングビレッジ) 8 その他これに付随する事業
施設・拠点当	特別養護老人ホーム 2カ所 通所介護 1カ所 短期入所介護 2カ所 地域包括支援センター 1カ所 居宅介護支援事業所 1カ所

令和 年 月 日

事業は、利用者へのサービス提供開始にあたり、下記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県野田市桐ヶ作666
事業所(法人名) 社会福祉法人 佰和会
デイサービスセンター 関宿ナーシングビレッジ

代表者職・氏名 理事長 野口 佳春 印

説明者職・氏名 生活相談員 高倉 大介 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文章が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

【利用者】 住所

氏名 印

【署名代行者(又は法定代理人)】

住所

本人との続柄

氏名 印

【立会人】 住所

氏名 印